

21年度有機農業総合支援対策（追加公募）のうち
地域有機農業推進事業（モデルタウン事業）の応募に係る主なQ&A

Q1 地域有機農業推進事業（モデルタウン事業）とは、どのような事業ですか。

モデルタウン事業では、地域における有機農業の参入希望者に対する相談窓口の設置、地域に適した有機農業栽培技術を実証するための実証ほの設置、商談会の参加・開催など有機農産物の流通・販売促進のための活動など、全国における有機農業振興のモデルを確立するために必要な取組を行うことが出来ます。

補助する金額は、1地区あたり原則4,000千円以内です。

事業計画は複数年の計画（全体計画）で策定することが出来ますが、毎年度当該年度に実施する事業内容について、申請を行い、審査を受ける必要があります。

Q2 地域有機農業推進事業（モデルタウン事業）には、誰が応募できますか

モデルタウン事業については、

① 有機農業者また当該農業者が組織する団体

② 地方公共団体（地方公共団体には、推進計画・体制の策定・整備に関する要件があります。詳細はQ5を参照）

③ その他、試験研究機関、消費者団体等の関係機関・団体の関係者で組織される協議会が対象となります。

応募時点で、協議会が設立されていない場合には、事業開始までに設立することを前提に、当該協議会に参画予定の団体が応募することが出来ます。

また、事業実施計画書の作成にあたっては、事前に関係する地方公共団体と必要な調整を行った上で作成してください。

Q3 20年度公募要領からの改正点はありますか。

A 事業内容についての変更はありませんが、協議会の要件（Q5を参照）、補助対象経費の明確化などの記載を追加していますので、事業計画書作成に当たっては、公募要領を熟読してください。

Q4 賃金、謝金については決められた単価はありますか。

A 国において定めたものではありませんが、その設定に当たっては、国の規定や協議会に参画している地方公共団体の支給規則等などにより、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。

Q5 協議会を構成する地方公共団体は、有機農業の推進体制又は計画のいずれか一つ以上を既に整備・策定又は21年度中に整備・策定しなければならないとありますが、ここでいう推進体制とは具体的にはどのようなものですか。（公募要領第5（応募要件）の1（応募者）の2）

A 推進体制については、「有機農業の推進に関する基本的な方針」の第2の2の（4）の「有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等を始め、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政部局、農業団体等で構成を農業の推進を目的とする体制」を踏まえ、地方公共団体が設置する有機農業の推進に関する協議会等を想定しています。

具体的には、

- ① 地方公共団体が事務局等を担い、運営している場合。
- ② 地方公共団体以外が主体的に運営している場合（民間団体主導など）であっても、地方公共団体における有機農業推進のための施策等の検討・意見交換を行う場として当該地方公共団体に位置づけられている場合などが、想定されます。

また、推進体制の整備については、地方公共団体が上記①又は②であることを認めれば、事業を応募する協議会が推進体制であることも可能です。

現在、推進体制が整備されていない場合は、21年度中に確実に整備する必要があります。

事業計画書には、地方公共団体における推進体制の整備状況及び整備の予定時期等についての記入欄がありますので、記入の際は、協議会の構成員である地方公共団体の了解を得た上で記入してください。

なお、地方公共団体における推進体制・計画の整備・策定については、いずれか一つを満たせば要件を満たしたことになります。（必ずしも、推進計画・計画の整備・策定の両方の要件を満たす必要はありません、）

Q6 協議会の運営費については、補助対象になりますか。

A 本補助事業の対象は、事業実施に直接必要な経費及び成果のとりまとめに必要な経費に限定されます。よって、協議会の運営に関する費用についても補助事業に直接関係が無いと認められる経費は補助の対象外となります。以下に補助の対象外となる経費を例示します。

- ・協議会の総会等の開催に係る費用
- ・実施要綱、要領等に定められた事業実施主体の責務等に係る費用（例：審査にあたってのヒアリング、国等が行う事業実施状況の視察対応等に要する経費など）

Q 7 20年度採択地区は21年度は以降も自動的に採択されるのですか。

A 本事業は、単年度の事業であることから、引き続き事業を行いたい場合は、20年度採択地区であっても、申請を行う必要があります。

Q 8 採択の決定後、補助金交付候補者となった場合でも、その後の地方農政局等との審査の結果、事業実施計画の修正などを行うことがあるのでしょうか。（公募要領第8（事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等））

A 外部有識者を含む審査委員会では、応募された事業計画書に基づき補助金交付候補者の成否が審査され、事業実施者である補助金交付者の決定は、その後の地方農政局等との審査の後に決定されることとなります。審査委員会では、応募資格等の要件審査を行うとともに、事業計画に記載された取組内容等を基に、主に相対的な評価を行います。また、その後の地方農政局等の審査においては、主に事業計画の効率性や経済性、地方公共団体との調整状況などを基に審査を行うこととしており審査の過程において、必要に応じて事業実施計画の修正をお願いする場合があります。また、審査の結果によっては、補助金交付候補者であっても、補助金の減額や、最悪の場合、事業実施者に選定されない場合もあります。